

# 航空法に基づく農薬の空中散布等に関する許可・承認手続規程

平成28年7月7日28農航発第305号

## 第1 趣旨

この規程は、「空中散布等を目的とした無人航空機の飛行に関する許可・承認の取扱について」（平成27年12月3日付け国空航第734号、国空機第1007号、27消安第4546号国土交通省航空局長、農林水産省消費・安全局長通知）及び「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」（平成27年12月3日付け27消安第4545号消費・安全局長通知 最終改正平成28年5月31日付け28消安第1118号）に基づき、（一社）農林水産航空協会（以下「協会」という。）が航空法第132条ただし書き又は第132条の2ただし書きに基づく国土交通大臣の許可又は承認について、適切かつ円滑な許可・承認の申請手続を行うとともに、迅速な許可・承認を得ることに資することを目的とする。

## 第2 防除実施者の代行申請

防除実施者の代行許可・承認手続を円滑に行うためには、無人航空機（産業用無人ヘリコプター及び産業用マルチローター）の登録・定期点検を行っている認定整備事業所の協力が不可欠であるため、以下の手続によることとする。

### 1 防除実施者への連絡

#### （1）協会から認定整備事業所への依頼

協会は、毎年9月を目途に、各認定整備事業所に、防除実施者（過去1年間に当該認定整備事業所で機体の新規登録を行った者及び定期点検受検者）が2の（1）及び（2）の書類を作成し、整備事業所を通じて協会に提出させるよう依頼する。

#### （2）認定整備事業所から実施主体への依頼

（1）の依頼を受けた各認定整備事業所は、防除実施者に様式1及び様式2を送付するとともに、2の（1）及び（2）に基づき代行申請依頼書及び防除等実施計画を作成するよう連絡する。

### 2 防除実施者による申請書類の作成と認定整備事業所への送付

#### （1）代行申請依頼書の作成

防除実施者は、認定整備事業所からの連絡を受け、代行申請依頼書（様式1）に必要事項を記入・押印する。

#### （2）防除等実施計画の作成

防除実施者は、防除等実施計画（様式2）に、以下の事項を記入する。

##### ① 防除実施者名

##### ② 所属するオペレーターの氏名及び技能認定証番号（防除実施者から操縦を請け負う予定のオペレーターを含む）

但し、オペレーターが多数である場合は、一覧表を別様に作成し、この欄にはその旨を記載する。

- ③ 翌年3月から翌々年2月に使用する予定の全ての無人航空機の機体登録記号（無人ヘリの場合は下4桁、産業用マルチローターの場合はMを含む下4文字）

但し、機体が多数である場合は、一覧表を別様に作成し、この欄にはその旨を記載する。

- ④ 翌年3月から翌々年2月に防除等を実施する予定の市町村の一覧（該当市町村名の欄に記載）

但し、多数の市町村での防除等を予定している場合は、一覧表を別様に作成し、この欄にはその旨を記載する。

- ⑤ 翌年3月から翌々年2月に防除等を実施する予定の期間（実施予定月日の欄に記載）

### （3）認定整備事業所への送付

防除実施者は、（1）及び（2）により作成した書類を、毎年11月30日までに認定整備事業所に提出する。

なお、（2）については、電磁的記録として作成し、電子メールその他の電磁的媒体により送付することも差し支えないものとする。

## 3 認定整備事業所による取りまとめと協会への送付

### （1）代行申請依頼者の確認

2の（3）による返送を受けた認定整備事業所は、1の（2）により送付した防除実施者から代行申請依頼書及び防除等実施計画が提出されたことを確認する。

### （2）防除等実施計画の取りまとめと協会への送付

認定整備事業所は、送付された代行申請依頼書を保管するとともに防除等実施計画を取りまとめ、毎年12月15日～31日の間に協会に届くよう送付する。

## 4 協会での取りまとめと代行申請

### （1）防除等実施計画の確認

協会は、各認定整備事業所から送付された防除等実施計画の内容を確認する。

### （2）防除等実施計画の取りまとめと国土交通大臣への代行申請

協会は、（1）の確認の後、提出された防除等実施計画を取りまとめた上で代行許可・承認申請書を作成し、毎年1月31日までに国土交通大臣に申請する。

## 5 許可・承認後の許可・承認書の写しの送付と操縦時の携行

- （1）協会は、国土交通大臣から許可・承認書の交付を受けた場合は、当該許可・承認書の写しを遅滞なく認定整備事業所に送付する。

- （2）（1）の送付を受けた認定整備事業所は、遅滞なく防除実施者にその写しを送付し、防除実施者は、様式2に記載したオペレーター全員にその写しを配付する。

- （3）（2）の写しの配付を受けたオペレーターは、農薬の空中散布等に当たっては、写しを必ず携行する。携行に当たり、許可・承認書の「無人航空機を飛行させる

者」の欄が別様となっている場合は、許可・承認書と当該オペレーターが記載されているページのみを写しを携行する。

また、当該写しは電磁媒体に保存したものでも差し支えない。

### 第3 指定教習施設の代行申請

#### (1) 指定教習施設における申請書類の作成と協会への送付

各指定教習施設は、毎年10月31日までに、(2)及び(3)により、当年12月10日から1年間の教習に関する代行申請依頼書及び教習実施計画を作成し、協会に提出する。

#### (2) 代行申請依頼書の作成

各指定教習施設は、代行申請依頼書(様式3)に必要な事項を記入・押印する。

#### (3) 教習実施計画の作成

各指定教習施設は教習実施計画(様式4)に以下の事項を記入する。

- ① 指定教習施設の名称、管理責任者氏名及び住所
- ② 実技教官の氏名と技能認定証番号
- ③ 入所者氏名(12月10日現在入所者(予定者を含む))
- ④ 実技教習使用無人航空機の製造者名、名称、重量及び機体登録記号
- ⑤ 実技教習飛行場所(住所又は地図の添付)

### 2 協会での取りまとめと代行申請

(1) 協会は、各指定教習施設から送付された教習実施計画に記載された内容を確認する。

(2) 協会は、(1)の内容確認の後、教習実施計画を取りまとめて許可・承認代行申請書を作成し、毎年11月20日までに国土交通大臣に申請する。

### 3 許可・承認書の写しの送付等

(1) 協会は、国土交通大臣から許可・承認書の交付を受けた場合は、当該許可・承認書の写しを遅滞なく指定教習施設に送付する。

(2) (1)の送付を受けた指定教習施設は、許可・承認の期間中その写しを保管する。

### 4 変更許可・承認代行申請

(1) 指定教習施設は、新規受講生が入所した折、様式7に入所者名を記入し、変更許可・承認代行申請を協会に依頼する。

(2) 協会は、(1)の変更内容を確認の後、各指定教習施設から提出された(1)の変更申請を取りまとめ、毎月月末に、国土交通大臣に許可・承認内容の変更の代行申請書を提出する。

(3) 協会は、(2)の変更に関する許可・承認書を交付された場合は、遅滞なく、(1)の申請者に許可・承認書の写しを送付する。

(4) 指定教習施設の管理責任者は、許可・承認の期間中当該写しを保管する。

#### 第4 認定整備事業所の代行申請

##### 1 認定整備事業所における申請書類の作成と協会への送付

###### (1) 協会への送付

各認定整備事業所は、毎年10月31日までに(2)及び(3)により、当年12月10日から1年間の整備に関する代行申請依頼書及び整備計画を作成し、協会に提出する。

###### (2) 代行申請依頼書の作成

各認定整備事業所は、代行申請依頼書(様式5)に必要事項を記入・押印する。

###### (3) 整備計画の作成

各認定整備事業所は整備計画(様式6)に以下の事項を記入する。

- ① 認定整備事業所の名称、代表者氏名及び住所
- ② 試験飛行を行うオペレーター(認定整備士)の氏名と技能認定証番号
- ③ 整備する無人航空機の製造者名、名称及び重量
- ④ 飛行場所(住所又は地図の添付)

##### 2 協会での取りまとめと代行申請

(1) 協会は、各認定整備事業所から送付された整備計画の内容を確認する。

(2) 協会は、(1)の内容確認の後、整備計画を取りまとめて許可・承認代行申請書を作成し、毎年11月20日までに国土交通大臣に申請する。

##### 3 許可・承認書の写しの送付等

(1) 協会は、国土交通大臣から許可・承認書の交付を受けた場合は、当該許可・承認書の写しを遅滞なく認定整備事業所に送付する。

(2) (1)の送付を受けた認定整備事業所は、許可・承認の期間中その写しを保管する。

#### 第5 登録機体、技能認定オペレーターリストの作成と国交省への提出

(1) 協会は、毎月、前月末時点の登録機体及び技能認定リストを様式8及び様式9により作成し、月末に国土交通省に提出する。

#### 第6 新規指定教習施設、新規認定整備事業所の代行申請

##### 1 新規施設に関する申請書類の作成

###### (1) 代行申請依頼書の作成と協会への送付

新たに教習施設として指定を受け、または整備事業所として認定を受けようとする場合は、教習施設の指定申請または整備事業所の認定申請と合わせ、第3の1または第4の1に準じて代行申請依頼書と、教習実施計画または整備計画を作成し、協会に提出する。

ただし、教習または整備期間は、申請日の15日後から、その日を起点として1年間を超えない年の12月9日までとする。

## 2 協会の代行申請

- (1) 協会は、1により提出された教習実施計画または整備計画の内容を確認する。
- (2) 協会は、(1)の内容確認の後、遅滞なく許可・承認代行申請書を作成し、国土交通大臣に提出する。

## 3 許可・承認書の写しの送付等

- (1) 協会は、国土交通大臣から許可・承認書の交付を受けた場合は、当該許可・承認書の写しを遅滞なく指定教習施設または認定整備事業所に送付する。
- (2) (1)の送付を受けた指定教習施設または認定整備事業所は、許可・承認の期間中その写しを保管する。

(様式1)

平成 年 月 日

(一社) 農林水産航空協会  
会 長 殿

住所  
氏名

印

代行申請依頼書

航空法第132条ただし書き又は第132条の2ただし書きに基づく国土交通大臣の許可又は承認の申請に当たり、添付書類を添えてその代行を依頼します。

(様式2)

防除等実施計画

実施主体名		オペレーター名		機 体 登録記号	該 当 市町村名	実 施 予定月日
防 除 委託者名	防 除 実施者名	氏 名	技 能 認定証番号			

(様式3)

平成 年 月 日

(一社) 農林水産航空協会  
会 長 殿

住所  
指定教習施設名  
管理責任者氏名

印

代行申請依頼書

航空法第132条ただし書き又は第132条の2ただし書きに基づく国土交通大臣の許可又は承認の申請に当たり、添付書類を添えてその代行を依頼します。

(様式4)

教習実施計画

指定教習施設		実技教官		入所者氏名	実技教習機体				実技教習飛行場所
名称(注1)	管理責任者名	住所	氏名		技 能 認 定 証 番 号	製造者名	名称	重量 (kg)	

(様式5)

平成 年 月 日

(一社) 農林水産航空協会  
会 長 殿

住所  
認定整備事業所名  
代表者氏名

印

代行申請依頼書

航空法第132条ただし書き又は第132条の2ただし書きに基づく国土交通大臣の許可又は承認の申請に当たり、添付書類を添えてその代行を依頼します。

(様式6)

整備計画

認定整備事業所			オペレーター名(認定整備士)			整備する無人ヘリコプター・マルチローター			飛行場所
名称	代表者氏名	住所	氏名	技能認定番号	製造者名	名称	重量(kg)		

(注): 飛行場所の地番が特定できない場合は地図を添付してください。

(様式7)

平成 年 月 日

(一社)農林水産航空協会  
会長 齋藤 武司 殿

住所  
指定教習施設名

管理責任者 氏名

印

### 変更代行申請依頼書

航空法第132条ただし書き又は第132条の2ただし書きに基づく国土交通大臣の許可又は承認の内容を下表の通り変更したいので、その代行を依頼します。

変 更 前	変 更 後